

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.55

No.55 2015.12.21

■「解雇の金銭解決」を止めるため、不当解雇と闘う当事者の声を伝えよう！

現在、厚生労働省では、「『日本再興戦略』改訂2015」及び「規制改革実施計画」に基づいて設置された「透明かつ公正な労働紛争解決システムの在り方に関する検討会」において、解雇の金銭解決制度の導入を検討しています。日本労働弁護団は、不当解雇をなくすための取り組みが急務であること、不当解雇の被害に遭った労働者の職場復帰への道が確保されるべきことから、解雇の金銭解決制度の導入を阻止するための取組を進めています。

前回報告した12/4集会においても、下記のとおり、当事者の方から切実な訴えがありました。

「子供を産んだばかりの母親が解雇されたら、子供を預けられないまま就職活動することになり、正社員などともなれない。職場での地位とは、労働者にとっては自分の存在意義だ。解雇の金銭解決制度は、存在意義すらもお金で処理していい、お金さえ払えば職場復帰させなくてもいいと言っているのと同じだ。」(マタハラ被害者Aさん)

「裁判に完全勝利して復職し、2年半経った今もやりがいをもって仕事に取り組んでいる。金銭解決は裁判の意味が無くなるので、絶対に導入してはいけない。」(全港湾浪速通運支部の藤田さん)

「金銭解決制度は、強いものはより強い立場に、弱いものは弱い立場に追い込むもので絶対に反対。」(IBM ロックアウト訴訟原告の橋本さん)

制度導入を阻止するためには、派遣法改悪の闘いでもみられたとおり、多くの皆さまの声を世に伝えることが不可欠です。そこで、これに反対する当事者の声を集約する事にしました。多くの皆さまの声を伝えるため、ご協力よろしくお願いします。

◇FAX 03-3258-6790

◇メールアドレス robenopinion@gmail.com

*集約の関係上、できるだけメールでご回答いただけると助かります。ワードファイル等でご送付下さい。

☆ミ ★ミ ☆ミ ★ミ ☆ミ ★ミ ☆ミ ★ミ ☆ミ ★ミ

■闘争本部活動のための特別カンパご協力のお願い（弁護団員対象）

既に多くの会員からカンパをお寄せいただき、本当にありがとうございます。とはいえ、まだ目標額1000万円に遠く及びません（100万円に届きません）。

来年も、残業代ゼロ法案成立阻止、解雇金銭解決制度導入廃止のため、積極的な取り組みを行っていく予定があり、そのための労働弁護団財政の健全化が、喫緊の重要課題となっております。

闘争本部活動の充実化を図るため、各ブロックや各団員の皆様におかれましては、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

【「特別カンパ」お振り込み先】

みずほ銀行赤坂支店（普通）1016155
日本労働弁護団財政担当 菅俊治すがしゆんじ

[発信元]

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790

